

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は厚生労働大臣が定める基準に基づき、
上記の施設基準の届出を行い承認を受けている医療機関です。

【夜間・早朝等加算】

下記の時間帯に受付をされた場合、厚生労働省の定めた診療報酬点数に基づき
夜間・早朝等加算として 50 点を診察料に加算させていただきます。

※土曜：12 時以降

【医療情報取得加算】

- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・受診歴、薬剤情報、特定健診情報等を習得、活用するためマイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

【医療 DX 推進体制整備加算】

当院は、医療 DX を通じて、より安全で質の高い診療提供を目指しております。

- ・オンライン請求を行っております。
- ・オンライン資格確認システムにより取得した医療情報を診察室で閲覧又は活用して診療をできる体制を実施しております。

【明細書発行体制等加算】

当院は、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に
個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

【処方箋料の「一般名処方加算」1・2】

当院は患者さんに適切に医薬品を提供するために、後発医薬品のある医薬品には「商品名」ではなく、
有効成分を元にした「一般名処方」を実施しています。

※「一般名処方」とは、お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。

【長期投与・リフィル処方箋】

当院は、患者さんの状態に応じ、28 日以上長期投与を行うこと、またはリフィル処方箋の交付を行
っております。対応可能かどうかは病状に応じて医師により判断いたします。

◆特掲診療料の施設基準届出事項

外来・在宅ベースアップ評価料（I）

運動器リハビリテーション料（I）